

平成24年7月9日から、新しい在留管理制度がスタートすることに伴い、外国人登録証明書の本人確認書類としての取扱いが変わります。

特別永住者又は中長期在留者が所持する外国人登録証明書は、平成24年7月9日以降も一定の期間、引き続き本人確認書類として用いることができます。  
それ以外の方が所持する外国人登録証明書は、本人確認書類として用いることはできません。

本人確認書類として用いることができるかについては、下記の要領に従って確認をお願いします。



**在留の資格**

「特別永住者」、「永住者」、「特定活動」、「短期滞在」、「在留の資格なし」、その他のいずれであるかを確認します。  
変更されている場合には裏面に記載があります。

**在留期間**

「在留期限」から、在留期間の長さを確認します。  
更新されている場合には裏面に記載があります。  
平成24年7月9日の直前に在留期間更新許可等を受けた外国人は、更新された在留期間が裏面に記載されていない場合がありますので、券面上の在留期限を経過している場合には、旅券等により本人確認を行うこととしてください。  
そのほか券面のみでは在留期間が明らかとならない場合がありますので、そのような場合には、旅券等により本人確認を行うこととしてください。

**次回確認（切替）申請期間**

平成27年7月8日より前かを確認します。

**生年月日**

本人の年齢を確認します。

